

令和6年度 野生鳥獣被害対策技能等向上研修委託業務 仕様書（案）

長野県 農政部 農業技術課

長野県が、受託者に委託する令和6年度野生鳥獣被害対策技能等向上研修委託業務の仕様は以下のとおりとする。

1 目的

県内における野生鳥獣による農林業被害額は、平成19年度と比較して約半数程度に減少したものの、依然として7億円を超える被害が発生し、直近2カ年においては増加傾向である。県では野生鳥獣被害を低減するため、被害を受けている集落の住民自らが主体となって、地域の実情に合わせた「個体数管理」「生息環境管理」「被害防除」といった被害対策を総合的に実施できる集落の体制づくりを支援するため、各地域振興局に野生鳥獣被害対策チーム（林務課・農業農村支援センター等で構成）を配置している。

本研修では、獣害に負けない集落づくりを支援し、被害集落における住民主体の総合的な獣害対策の取組を推進するため、行政担当者が地域住民と協働して鳥獣被害対策を実施できる体制を整備することを目的とし、野生鳥獣被害対策チーム及び市町村担当者の鳥獣被害対策の知識及び技能の向上を図るとともに、地域課題の解決能力の向上を図ることにより、集落支援体制を強化する。

2 業務内容

(1) 鳥獣被害対策基本講座（実習）

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全3回の研修を実施すること。

実施時期	令和6年11月頃又は12月初旬頃
対象者	県職員・市町村職員（鳥獣被害対策担当者）
研修テーマ（仮）	鳥獣の捕獲や被害防除に関する基礎的な実習で技術を習得
実施場所	県内の会場（松本地域、佐久地域）※県が確保予定。
研修内容	<p>鳥獣被害対策を担当する行政職員が全3回の研修の中で、鳥獣種ごとの被害対策に関する基礎知識や具体的な対策について、実習を通して学べる内容とすること。</p> <p>なお、受講後にフォローアップが可能となるよう、録画映像を共有する等で一定期間閲覧できるよう配慮すること。</p> <p>①中型獣類やシカ・イノシシ等の生態を踏まえた実践的な対策手法</p> <ul style="list-style-type: none">・大型獣、中型獣の捕獲手法（わなの設置等）・侵入防止柵の設置実習等（侵入防止柵の設置研修は東北信地区及び中南信地区で各1回ずつ実施すること） <p>②カラス等鳥類の生態を踏まえた実践的な対策手法</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥ネット等の設置による防除方法についての実習等

(2) 鳥獣被害対策基本講座（座学）

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全2回の研修を実施すること。

実施時期	令和6年12月頃
対象者	県職員・市町村職員（鳥獣被害対策担当者）
研修テーマ（仮）	鳥獣の生態や被害対策に係る基礎的知識の習得
実施場所	オンライン
研修内容	<p>鳥獣被害対策を担当する行政職員が全2回の研修の中で、鳥獣種ごとの被害対策に関する基礎知識や具体的な対策について、座学を通して学べる内容とすること。</p> <p>なお、受講後にフォローアップが可能となるよう、アーカイブで一定期間閲覧できるよう配慮すること。</p> <p>また、以下の項目について研修内容に含めること。</p> <ul style="list-style-type: none">・シカ・イノシシ・ツキノワグマ等の大型獣の生態及び対策・サル・ハクビシン・タヌキ等の中型獣の生態及び対策・カラス等の鳥類の生態及び対策・「個体数管理」「生息環境管理」「被害防除」の対策について

(3) 行政課題解決講座

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計し、全3回の講座を実施すること。

実施時期	令和6年12月又は翌1月頃
対象者	県職員、市町村職員（鳥獣被害対策担当者）
研修テーマ（仮）	鳥獣被害対策における行政課題について整理し、解決手法を学ぶ
実施場所（仮）	長野県内3カ所（長野市、松本市、飯田市付近で各1会場を予定）
研修内容に関する留意事項	<p>鳥獣被害対策を担当する行政職員が、鳥獣被害対策を行う上での行政課題を整理し、解決手法を学べる内容とすることとし、以下の内容を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ワークショップの進め方・課題解決に係るワークショップ（課題や対策方法の検討）・講師からの講評

(4) 共通事項

- ① 研修開催時は県と共同で会場運営を行うこと。
- ② 受講者の研修内容に対する理解を深め、今後の被害対策の一助とするため、研修以外の時間に、必要に応じ個別相談等を実施すること。
- ③ 研修開催に必要なテキスト等資料や資材について作成・準備すること。

3 契約期間

契約締結日から、令和7年2月28日（金）まで

4 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

5 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

6 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

9 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。
なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - イ 天災その他の不可抗力による損害。
 - ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

10 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

11 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(17)「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。

14 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (6) 受託者は、事業実施にあたり委託者と十分協議し、事故防止に努めること。